

福岡市立病院経営改革プラン（案）の概要

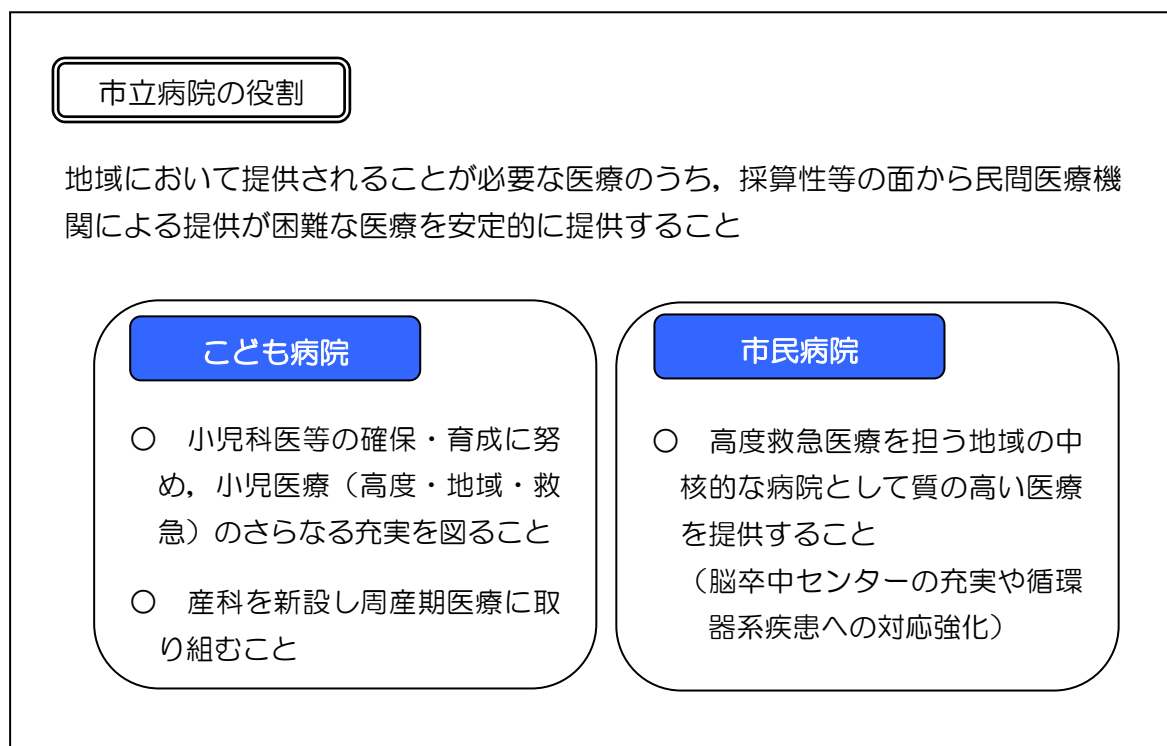
1 プラン策定の目的

総務省が示した「公立病院改革ガイドライン」の趣旨等を踏まえ、以下の視点で本市病院経営改革プランを策定する。

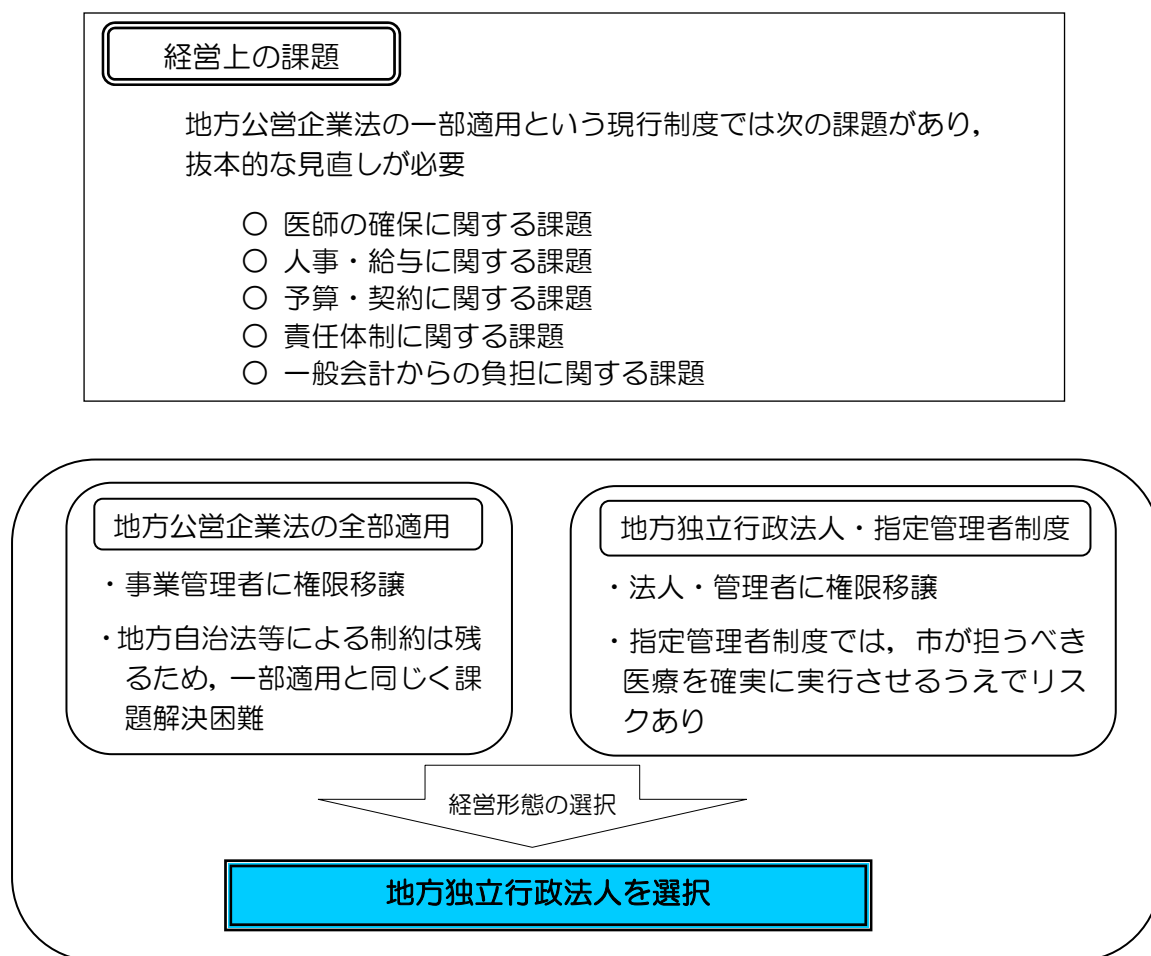
なお、プランの対象期間は、平成21年度から平成23年度までの3年間とする。

- (1) 福岡市立病院の果たすべき役割の明確化
- (2) 一般会計負担の考え方を明記
- (3) 経営の効率化
 - ① 財務改善、医療機能確保等に関する指標の数値目標を設定
 - ② 一般会計からの所定の繰入後の「経常黒字」達成
- (4) 経営形態の見直し

2 福岡市立病院に求められる役割



3 福岡市病院事業の抱える経営上の課題と解決に向けた経営形態の選択



4 地方独立行政法人への移行

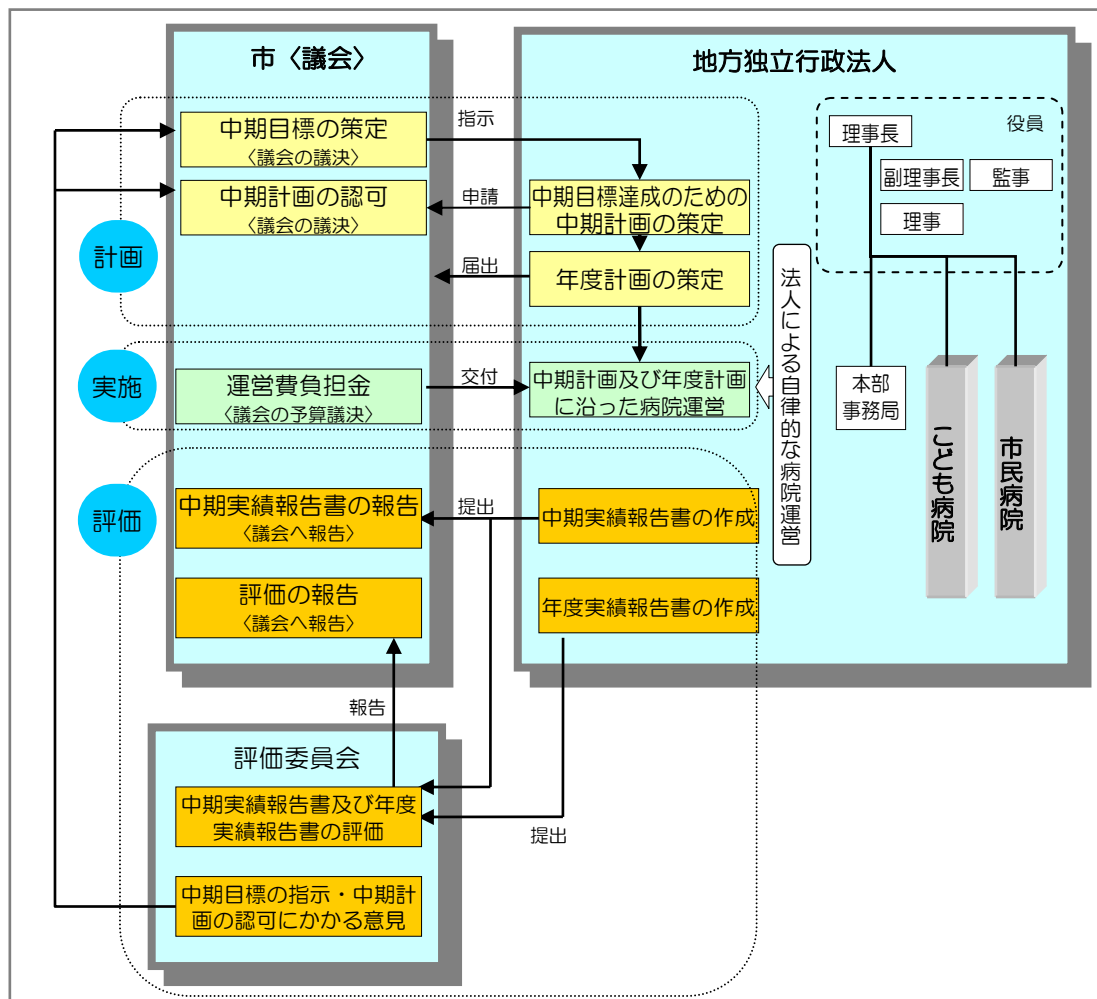
地方独立行政法人は、あらかじめ地方公共団体が示した中期目標（3～5年の範囲で設定）に基づき、自ら中期計画及び年度計画を策定し、適正かつ効率的に業務に取り組む。

(1) 特徴

自主（律）性の確保	公共性の確保	透明性の確保
<ul style="list-style-type: none"> ○ 権限移譲による責任体制の明確化及び迅速な意思決定 ○ 必要なタイミングでの人材の採用・配置 ○ 業績を反映した給与制度の構築 ○ 多様な契約手法導入によるコスト削減 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不採算医療等の提供に係る必要な経費は市が負担 ○ 議会の適切な関与（中期目標の策定、中期計画の認可、運営費負担金にかかる予算措置など） ○ 業績評価は評価委員会が実施し、議会に報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中期目標、中期計画及び業績評価等の公表が法的に義務化 ○ 損益計算書や貸借対照表のほか、キャッシュ・フロー計算書等の作成及び公表が法的に義務化

(2) 福岡市の関与

◎市が担うべき医療を確実に提供させるための仕組み



(3) 移行時期

平成 22 年 4 月 市立 2 病院を経営する地方独立行政法人を設立

5 福岡市からの負担のあり方

(1) 市からの出資

業務を確実に実行するための財産的基礎を確保させるため、法人設立の際、土地、建物等の「資産」と移行前の地方債償還債務等の「負債」を法人に引き継ぎ、資産と負債の差が市からの出資となる。

(2) 市からの負担

法人移行後も継続して不採算医療等の政策的医療に取り組むことから、現行と同様、法に基づく必要な経費は市が負担する。

(3) 剰余金の使途

損益計算で剰余金（利益）が生じた場合、前年度から繰り越した損失をうめた後は、積立金のほか、施設整備や医療機器の購入など、中期計画で定めた使途に充てることができる。

6 経営改革の取り組み

(1) 両病院共通の取り組み

- ① 経営企画力の強化
事務部門の強化，看護師の経営への参画，
病院機能評価の継続受審，患者満足度調査の実施
- ② 経営管理手法の活用
迅速かつ精緻な経営分析，バランススコアカード等の活用による経営管理
- ③ 効率的な経営に関する施策
ジェネリック医薬品の使用拡大，材料費等のコスト削減，
未収金対策の強化，人事・給与制度構築
- ④ 人材の確保及び育成
適切な労働環境の設定，研修医確保，教育・研修システムの構築
- ⑤ 医療の質と安全性の向上
医師・看護師等の増員による診療体制の充実・強化，薬剤管理指導の強化

(2) こども病院独自の取り組み

- ① 新病院開設に向けた取り組み
- ② 外来における患者負担の軽減と医療従事者の負担軽減

(3) 市民病院独自の取り組み

- ① 地域における中核的な病院としての医療体制の整備
- ② 患者負担の軽減

7 経営指標に係る数値目標及び経営改善効果

【参考】

区 分		目標値 (23年度)	19年度 (実績)	18年度 (実績)
こども病院	経常収支比率	100.3%	99.0%	98.4%
	病床利用率	83.2%	83.2%	81.3%
	給与費対医業収益比率	55.3%	54.3%	57.3%
	経営改善効果額	194,435 冊		
市民病院	経常収支比率	100.4%	99.2%	99.5%
	病床利用率	92.4%	91.2%	91.6%
	給与費対医業収益比率	54.0%	51.4%	50.4%
	経営改善効果額	278,829 冊		
経営改善効果額（合計）		473,264 冊		

※ 経営改善効果額は19年度実績との比較